

1 障害福祉サービス等従事者の人材育成の基本方針

障がいがあっても安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、個人の特性やニーズに応じて多様な支援が行えるよう、障害福祉サービス等の提供に当たる専門的で質の高い人材の育成が必要である。

障がい児・者の思いに寄り添った適切な支援を行うため、障害福祉サービス等従事者の役割やあるべき姿を明確にするとともに、障害福祉サービス等従事者に対して実施する研修等を体系的に整理し、より効果的に実施することで、それぞれの従事者の充足とともに質の確保をめざす。

○障害福祉サービス等従事者のそれぞれの役割に応じた研修の実施

利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、効果的、継続的な障害福祉サービス等を提供するため、県は、障害福祉サービス等従事者に求められる役割を明確にするとともに、その役割に応じ適切で効果的な支援が行えるよう、必要な知識や技術等についての研修を実施する。

○当事者中心の支援の推進

障がい児・者がノーマライゼーションの理念のもと、地域で生活するなかで社会的自立や社会参加を通して自己実現を果たしていくため、当事者の意向を丁寧に聴き、ストレングスに着目した本人中心でエンパワメントにつながる支援を提供できる力を養う。

○組織としての専門性の向上

障がい児・者の思いに寄り添ったサービス等利用計画や個別支援計画等の円滑な作成、障がい児・者の多様なニーズへの対応及びその家族への適切な支援を行い、さらには地域社会のサービスの向上にも寄与できるように障害福祉サービス等従事者の専門性の向上を図る。

○リーダー的な人材の育成

効果的な人材育成を推進するため、計画的に講師・ファシリテータの養成を行う。